

(参考資料)

1. PFIの概要

2. 最近の動向

- ・PFI事業の実施状況
- ・PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン
- ・ガイドライン
- ・民間提案制度
- ・株式会社民間資金等活用事業推進機構

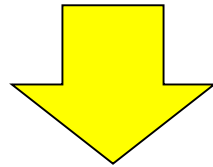
3. PPP/PFI推進に資する支援措置

PFI(民間資金等活用事業)

PFI (Private Finance Initiative)とは

公共施設等の建設、維持管理、運営等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより、同一水準のサービスをより安く、又は、同一価格でより上質のサービスを提供する手法。

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(PFI法)に基づき実施。



○ 民間の資金、ノウハウ等の活用により、公共施設等の整備等にかかるコストの縮減。

○ 国・地方とも財政状況の厳しい中で、真に必要な社会資本整備を公的資金のみでなく、民間の資金やノウハウを活用することにより効率的に進め、経済活性化及び経済成長を実現。

PFI法の概要

(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号))

目的(第1条)

民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して公共施設等の整備等の促進を図るための措置を講ずること等により、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、もって国民経済の健全な発展に寄与する

対象施設(公共施設等)(第2条)

公共施設(道路、鉄道、港湾、空港、河川、公園等)
公用施設(庁舎、宿舎等)
賃貸住宅及び公益的施設(教育文化施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、駐車場等)
情報通信施設、熱供給施設、研究施設等
船舶、航空機、人工衛星等

公共施設等の管理者等(第2条)

各省各庁の長(衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、会計検査院長含む)
地方公共団体の長
独立行政法人、特殊法人その他の公共法人

基本方針(第4条)

特定事業の実施に関する基本的な方針(閣議決定)

事業の実施

実施方針の策定・公表(第5条)

民間事業者
による提案
(第6条)

特定事業の選定(第7条)

VFM評価(第11条第1項)

民間事業者の選定(第8条)

総合評価方式が原則(第11条第2項)

選定事業者 - 選定事業の実施(第14条)

公共施設等運営権方式(第16条)

利用料金の徴収を行う公共施設等について、施設の所有権を公共施設等の管理者等が有したまま、運営権を民間事業者に設定する方式

支援措置等

ワンストップ窓口制度(第15条の2)

国の債務負担5年 30年(第68条)

行政財産の貸付け(第69条、第70条)

PFI事業に供するため、国・地方の行政財産(土地・建物等)の貸付けが可能

国公有財産の無償使用等(第71条)

PFI事業に供するため、国公有財産の無償・低廉な対価での使用が可能

公務員の退職派遣制度(第78条、第79条)

公共施設等の運営等に関する専門的ノウハウ等を有する公務員を公共施設等運営権者に退職派遣させる制度

公共施設等運営権者が指定管理者を兼ねる場合における地方自治法の特例(第23条第3項、第26条第5項)

公共施設等運営権制度と指定管理者制度を併用する場合の事務の煩雑さを軽減

上下水道事業におけるに係る旧資金運用部資金等の繰上償還に係る補償金の免除(附則第4条) 等

株式会社民間資金等活用事業推進機構(第31条～第67条)

利用料金を自らの収入として徴収する公共施設等の整備等に対して出融資等を実施

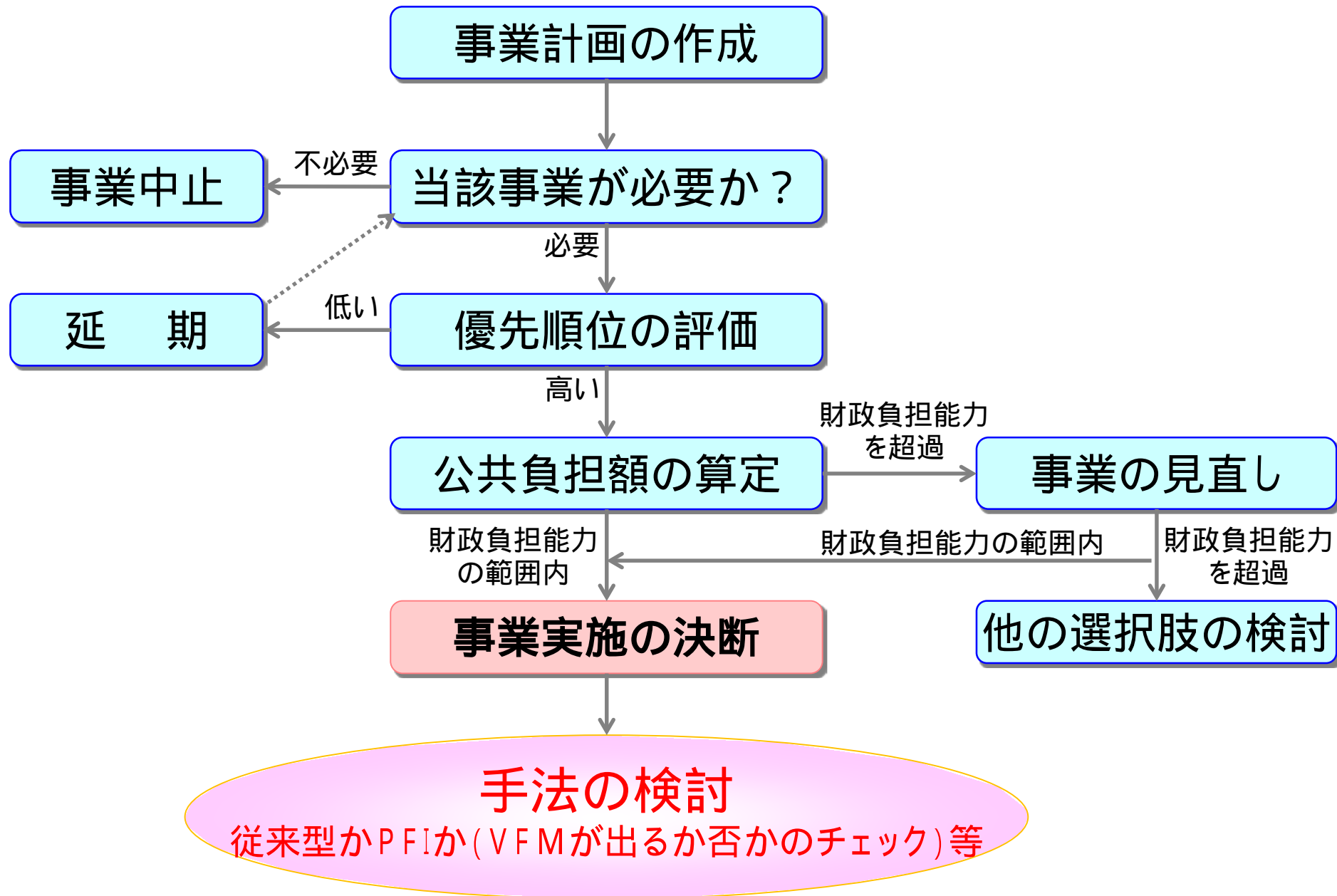
PFI推進会議(第83条)

会長:内閣総理大臣 委員:国務大臣
基本方針の案の作成、関係行政機関相互の調整

PFI推進委員会(第85条)

委員:学識経験者から内閣総理大臣が任命(9名)
基本方針の審議、PFIの実施状況の調査審議

PFIに至る判断プロセス



VFMとは

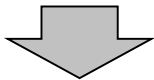
VFM (Value For Money)

支払に対するサービスの価値

VFMの最大化がPFI事業の目的の一つ

VFMがある(出る)

公共がサービスを直接提供するよりも、民間に委ねた方が効率的

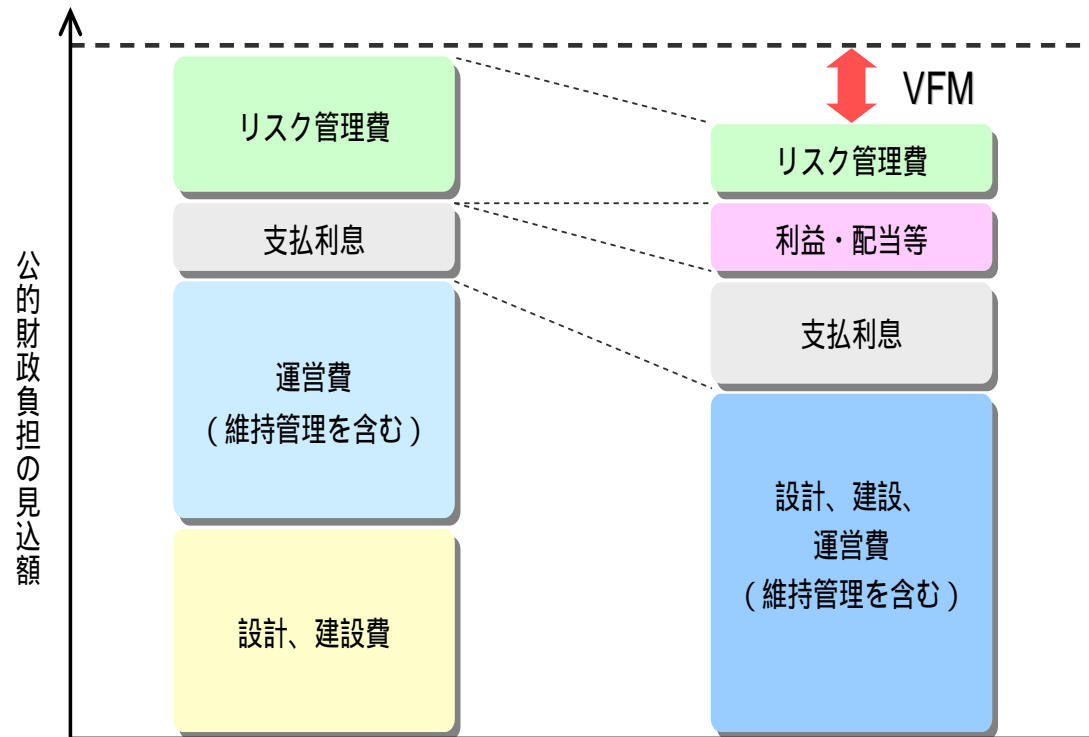


同一水準のサービスをより安く
同一価格でより上質のサービスを

VFMの源泉

性能発注
リスクの最適配分
業績連動支払い
競争原理

同一の公共サービスの提供水準の下で
評価する場合



PSC

(公共自ら実施)

LCC: 設計・建設費、事業期間中の維持管理費・運営費等事業に関わるすべての費用(ライフサイクルコスト)

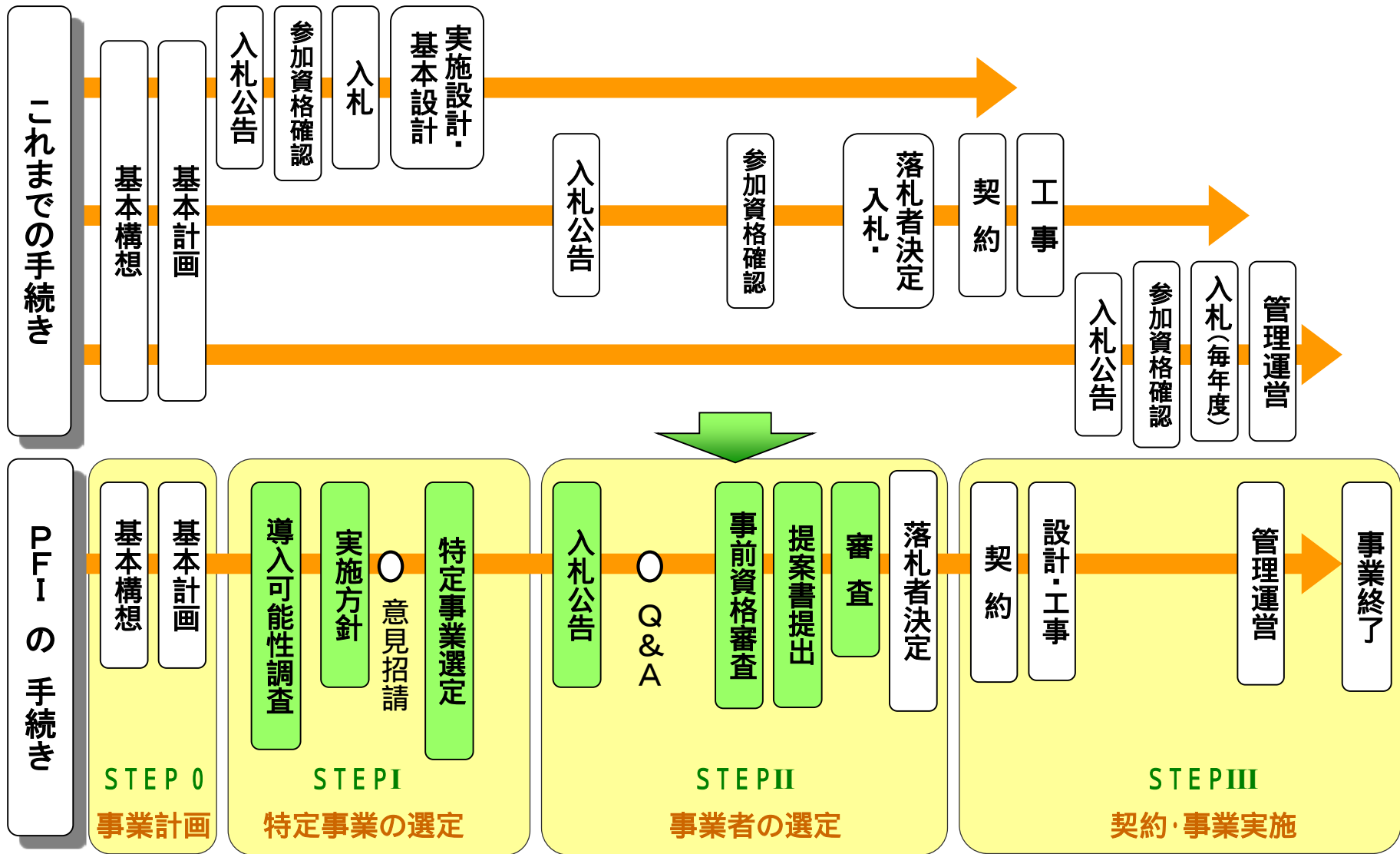
PSC: 公共自らが実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値

PFI-LCC: PFI事業として実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値

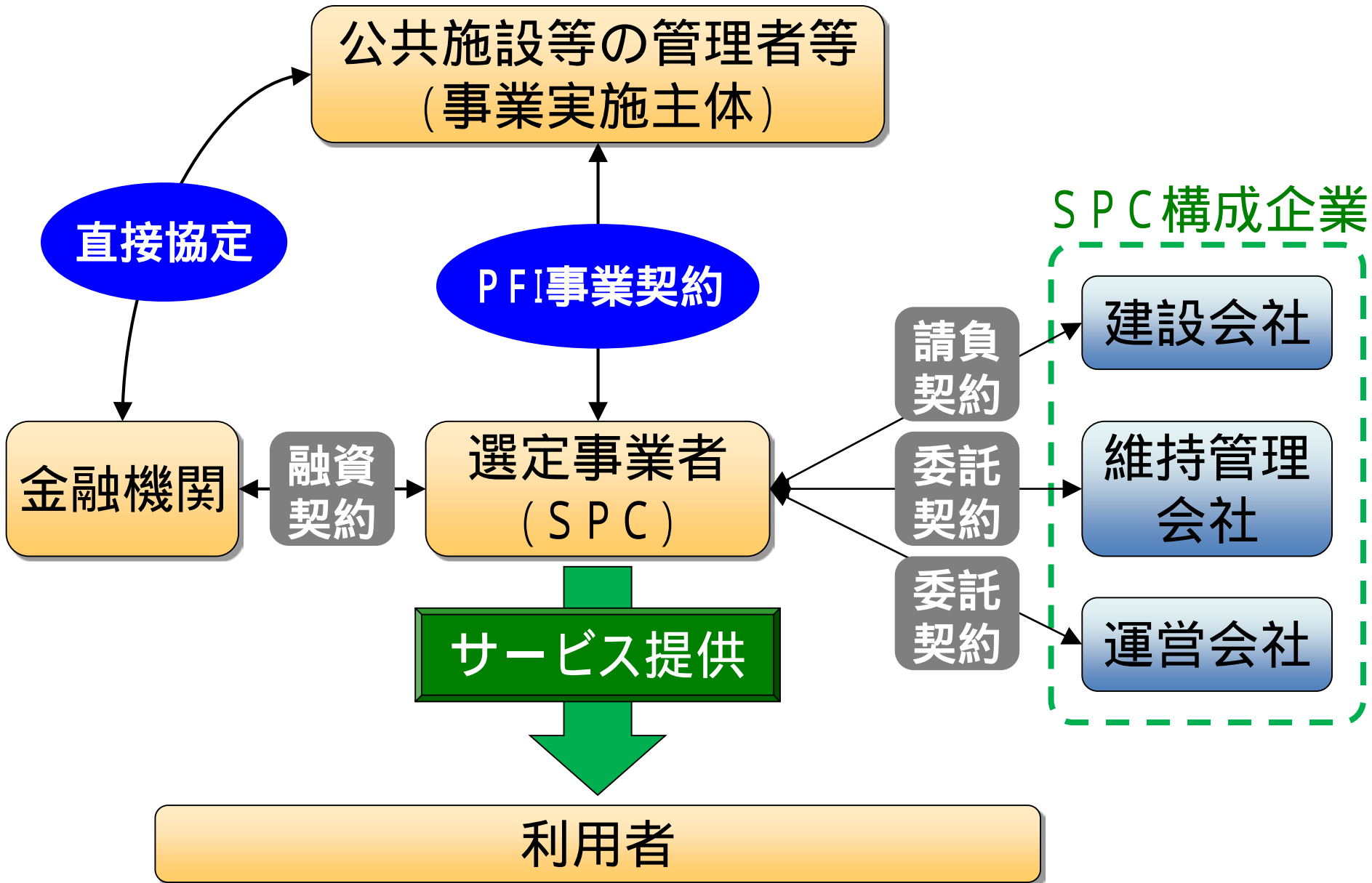
PFI-LCC

(PFI事業として実施)

PFIのプロセス



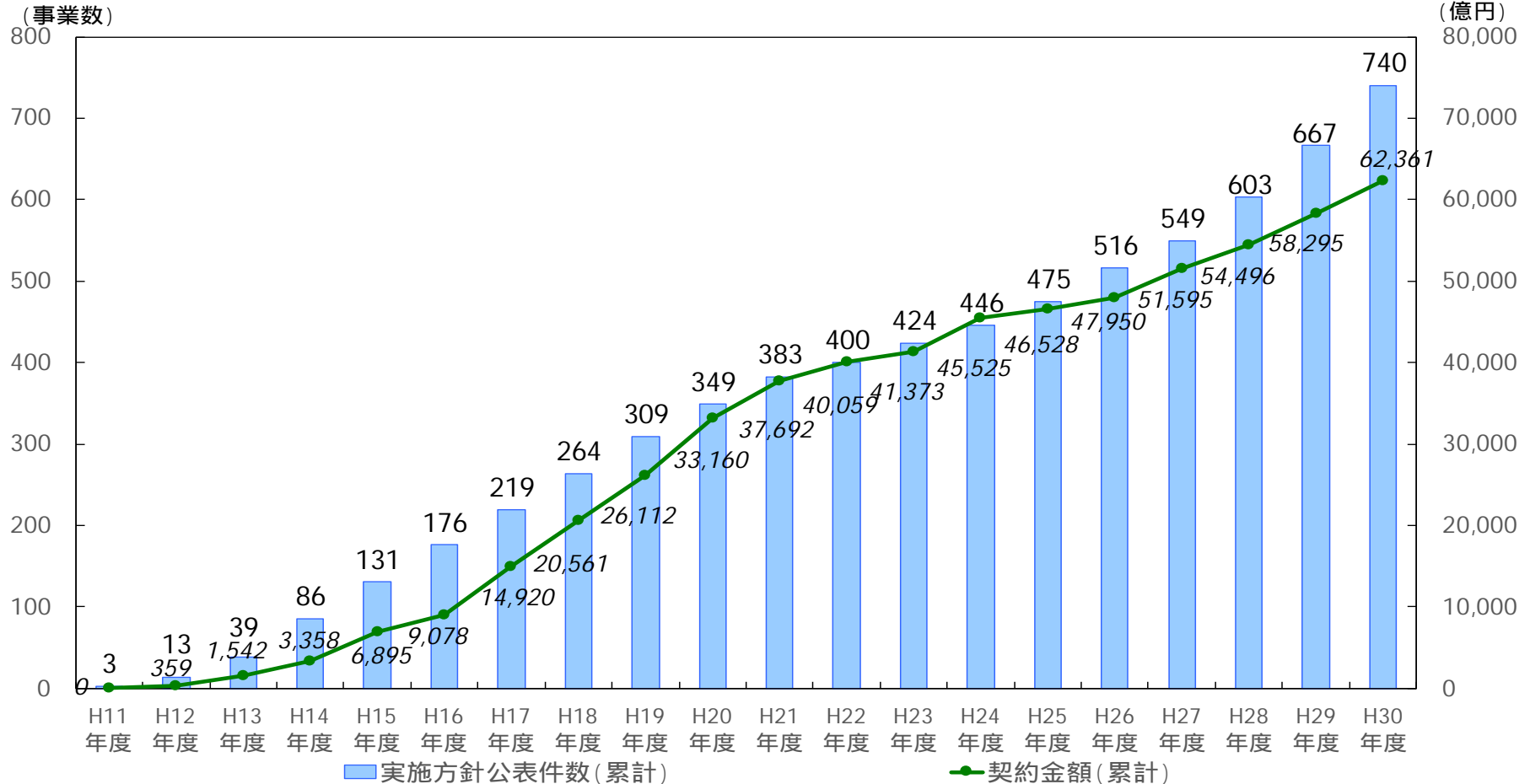
PFIの一般的な事業スキーム



PFI事業の実施状況

事業数及び契約金額の推移(累計)

(平成31年3月31日現在)



- (注1) 事業数は、内閣府調査により実施方針の公表を把握しているPFI法に基づいた事業の数であり、サービス提供期間中に契約解除又は廃止した事業及び実施方針公表以降に事業を断念しサービスの提供に及んでいない事業は含んでいない。
- (注2) 契約金額は、実施方針を公表した事業のうち、当該年度に公共負担額が決定した事業の当初契約金額(公共負担額)を内閣府調査により把握しているものの合計額であって、公共施設等運営権方式における運営権対価は含んでいないなど、PPP/PFI推進アクションプラン(令和元年6月21日民間資金等活用事業推進会議決定)における事業規模と異なる指標である。
- (注3) グラフ中の契約金額は、億円単位未満を四捨五入した数値。

PFI事業の実施状況

分野別実施方針公表件数

(平成31年3月31日現在)

| 分野 | 事業主体別 | | | 合計 |
|--------------------------|-------|---------|-------|---------|
| | 国 | 地方 | その他 | |
| 教育と文化(社会教育施設、文化施設等) | 3 | 207(29) | 40(2) | 250(31) |
| 生活と福祉(福祉施設等) | 0 | 24(1) | 0 | 24(1) |
| 健康と環境(医療施設、廃棄物処理施設、斎場等) | 0 | 111(7) | 2 | 113(7) |
| 産業(観光施設、農業振興施設等) | 0 | 18(5) | 0 | 18(5) |
| まちづくり(道路、公園、下水道施設、港湾施設等) | 18(1) | 151(20) | 2 | 171(21) |
| 安心(警察施設、消防施設、行刑施設等) | 8 | 18 | 0 | 26 |
| 庁舎と宿舎(事務庁舎、公務員宿舎等) | 45(2) | 16(1) | 6(2) | 67(5) |
| その他(複合施設等) | 7 | 63(3) | 1 | 71(3) |
| 合計 | 81(3) | 608(66) | 51(4) | 740(73) |

(注1) 事業数は、内閣府調査により実施方針の公表を把握しているPFI法に基づいた事業の数であり、サービス提供期間中に契約解除又は廃止した事業及び実施方針公表以降に事業を断念しサービスの提供に及んでいない事業は含んでいない。

(注2) 括弧内は平成30年度の実施件数(内数)

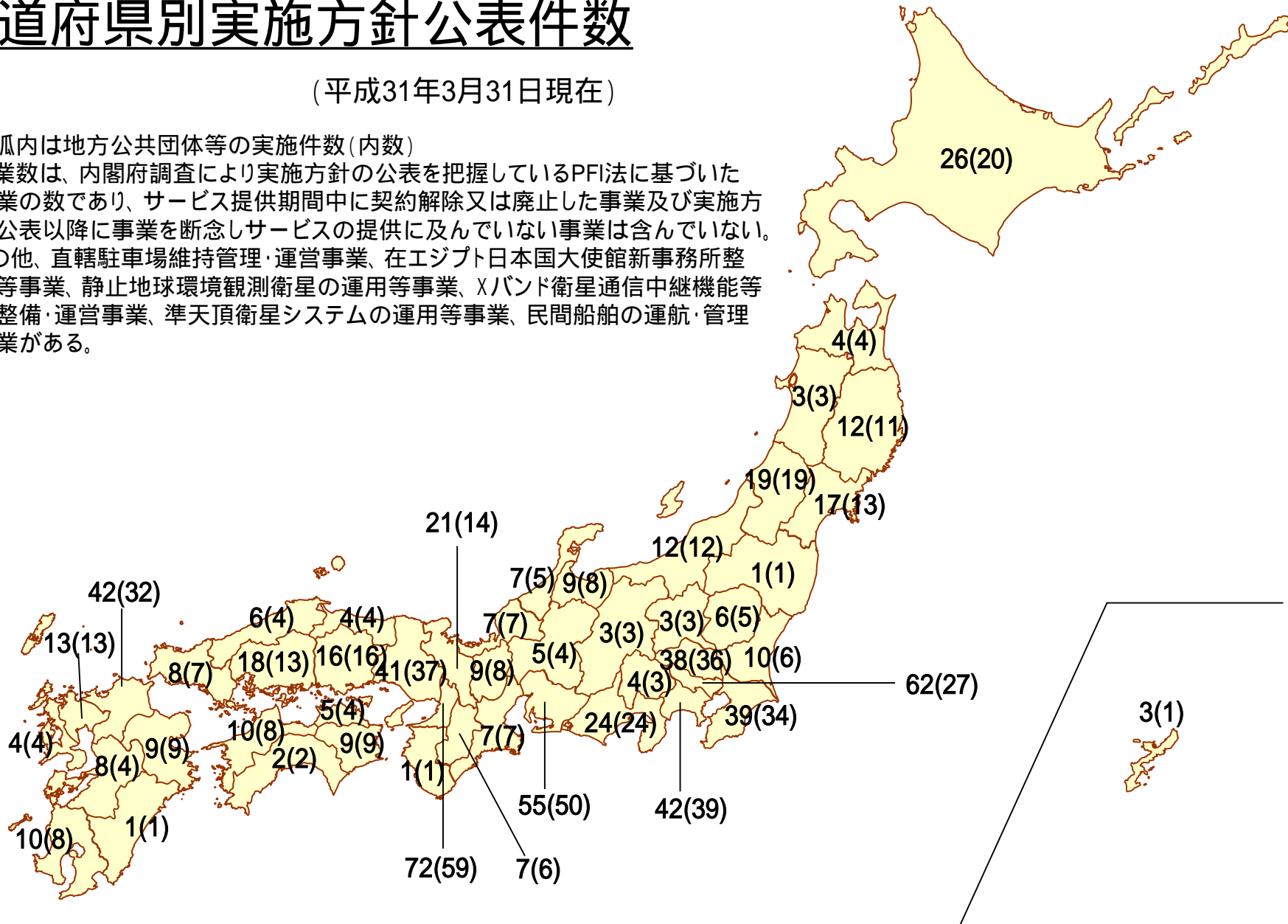
PFI事業の実施状況

都道府県別実施方針公表件数

(平成31年3月31日現在)

括弧内は地方公共団体等の実施件数(内数)

事業数は、内閣府調査により実施方針の公表を把握しているPFI法に基づいた事業の数であり、サービス提供期間中に契約解除又は廃止した事業及び実施方針公表以降に事業を断念しサービスの提供に及んでいない事業は含んでいない。この他、直轄駐車場維持管理・運営事業、在エジプト日本国大使館新事務所整備等事業、静止地球環境観測衛星の運用等事業、Xバンド衛星通信中継機能等の整備・運営事業、準天頂衛星システムの運用等事業、民間船舶の運航・管理事業がある。



PPP / PFI推進アクションプラン(令和元年改定版)概要

背景

今後多くの公共施設等が老朽化による更新時期を迎える中、公的負担の抑制に資するPPP / PFIが有効な事業はどの地方公共団体等でも十分に起こりうるものであり、良好な公共サービスの実現・新たなビジネス機会の創出も期待できるため、国及び地方は一体となってPPP / PFIの更なる推進を行う必要がある

改定版概要

PPP / PFI推進のための施策

| コンセッション事業の推進 | 実効性のあるPPP / PFI導入検討の推進 | 地域のPPP / PFI力の強化 |
|---|--|---|
| <p>コンセッション事業の具体化のため、重点分野における目標の設定</p> <p>独立採算型だけでなく、混合型事業の積極的な検討推進</p> | <p>公共施設等総合管理計画・個別施設計画の策定・実行開始時期に当たる今後数年間において、国及び全ての地方公共団体で優先的検討規程の策定・運用が進むよう支援を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情や運用状況、先行事例を踏まえ、人口20万人未満の地方公共団体への導入促進を図るよう、分かりやすい情報の横展開 ・交付金事業等について、PPP / PFIの導入検討を一部要件化(公営住宅、下水道、都市公園、廃棄物処理施設、浄化槽) ・PPP / PFIの裾野拡大に向けて、地方公共団体の先導的な取組に対する地方創生推進交付金による支援やPPP / PFI導入に関する簡易検討マニュアルの周知等により地方公共団体の負担軽減を図る | <p>インフラ分野での活用の裾野拡大</p> <p>地域・ブロックプラットフォームを通じた具体的な案件形成、民間企業の参入意欲刺激</p> <ul style="list-style-type: none"> ・官民対話の普及推進(民間提案の積極的活用等) ・地域企業の事業力強化 ・PPP / PFI地域プラットフォームの協定制度などを活用し、支援を強化(参考資料1) <p>情報提供等の地方公共団体に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワンストップ窓口制度、助言制度等の運用による支援強化 ・期間満了案件の検証 <p>PFI推進機構の資金供給機能、案件形成のためのコンサルティング機能や地域再生法の特例()の積極的な活用(参考資料2)</p> |
| <p>公的不動産における官民連携の推進</p> <p>地域の価値や住民満足度の向上、新たな投資やビジネス機会の創出に繋げるための官民連携の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園や遊休文教施設等の利活用推進 ・公共施設等総合管理計画・固定資産台帳の整備・公表による民間事業者の参画を促す環境整備 ・特に市場性の低い地域での優良事例の成功要素抽出・横展開 | | |
| <p>その他</p> <p>キャッシュフローを生み出しにくいインフラに対しての導入支援 / 検討(参考資料3)</p> <p>コンセッション事業を含むPFI事業の課題を整理し、制度的対応の必要性を検討</p> | | |

コンセッション事業等の重点分野

クルーズ船向け旅客ターミナル施設【3件：～令和元年度】、MICE施設【6件：～令和元年度】、公営水力発電【3件：～令和2年度】、工業用水道【3件：～令和2年度】
 空港(6件)、水道(6件)、下水道(6件)、道路(1件)、文教施設(3件)、公営住宅(6件)の6分野については、集中強化期間中の数値目標は達成。今後も引き続き重点分野とし、コンセッション事業の導入促進等を図る。

事業規模目標

21兆円(平成25～令和4年度の10年間)
 (コンセッション事業7兆円、収益型事業5兆円(人口20万人以上の各地方公共団体で実施を目指す)、
 公的不動産利活用事業4兆円(人口20万人以上の各地方公共団体で2件程度の実施を目指す)、その他事業5兆円)

PPP / PFI推進アクションプランの各類型

PPP/PFIの概念図

PPP (Public Private Partnership)

公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的な使用や行政の効率化等を図るもの。

PFI (Private Finance Initiative)

PFI法に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

【類型】

公共施設等運営権制度を活用したPFI事業(コンセッション事業)

【類型】

収益施設の併設・活用など事業収入等で費用を回収するPPP/PFI事業(収益型事業)

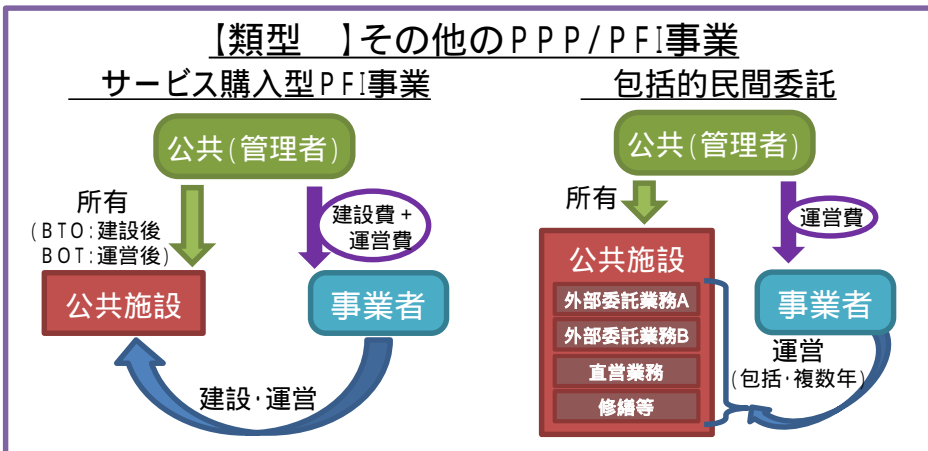
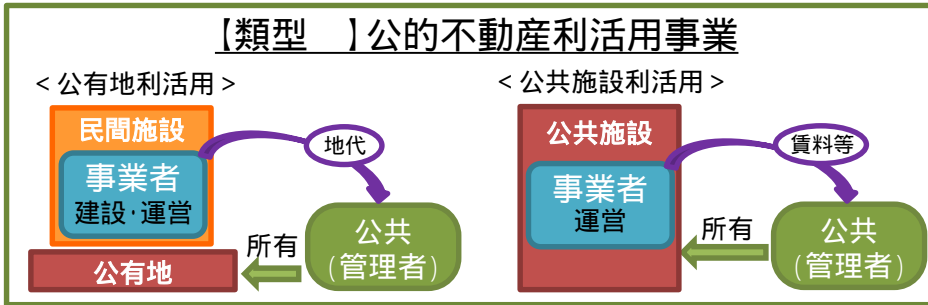
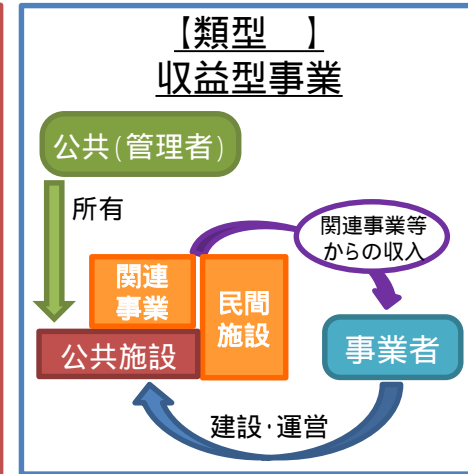
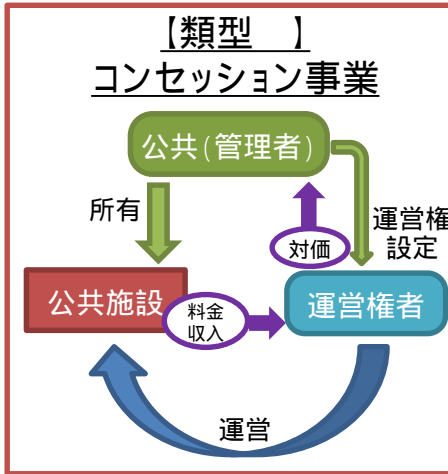
【類型】

その他のPPP/PFI事業(サービス購入型PFI事業)
(包括的民間委託)

【類型】

公的不動産の有効活用を図るPPP事業(公的不動産利活用事業)

各類型のスキーム図 (以下は、各類型の一例)



ガイドライン

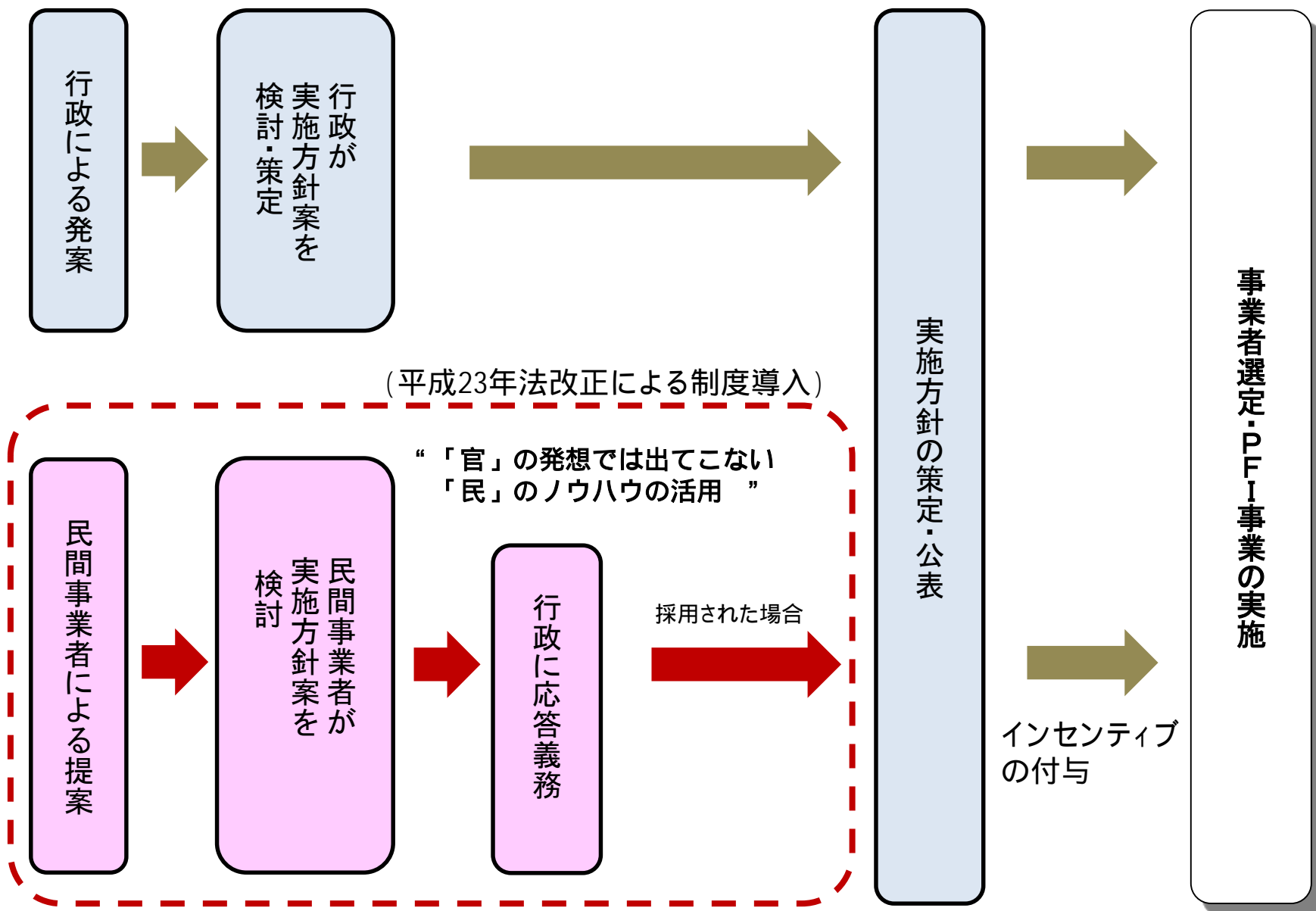
ガイドラインとは

制度の趣旨、手続の概要、契約における主な規定内容、留意点等についての実務上の指針をとりまとめたもの

ガイドライン一覧

- PFI事業実施プロセスに関するガイドライン
- PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン
- VFM(Value For Money)に関するガイドライン
- 契約に関するガイドライン
- モニタリングに関するガイドライン
- 公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン

民間提案制度



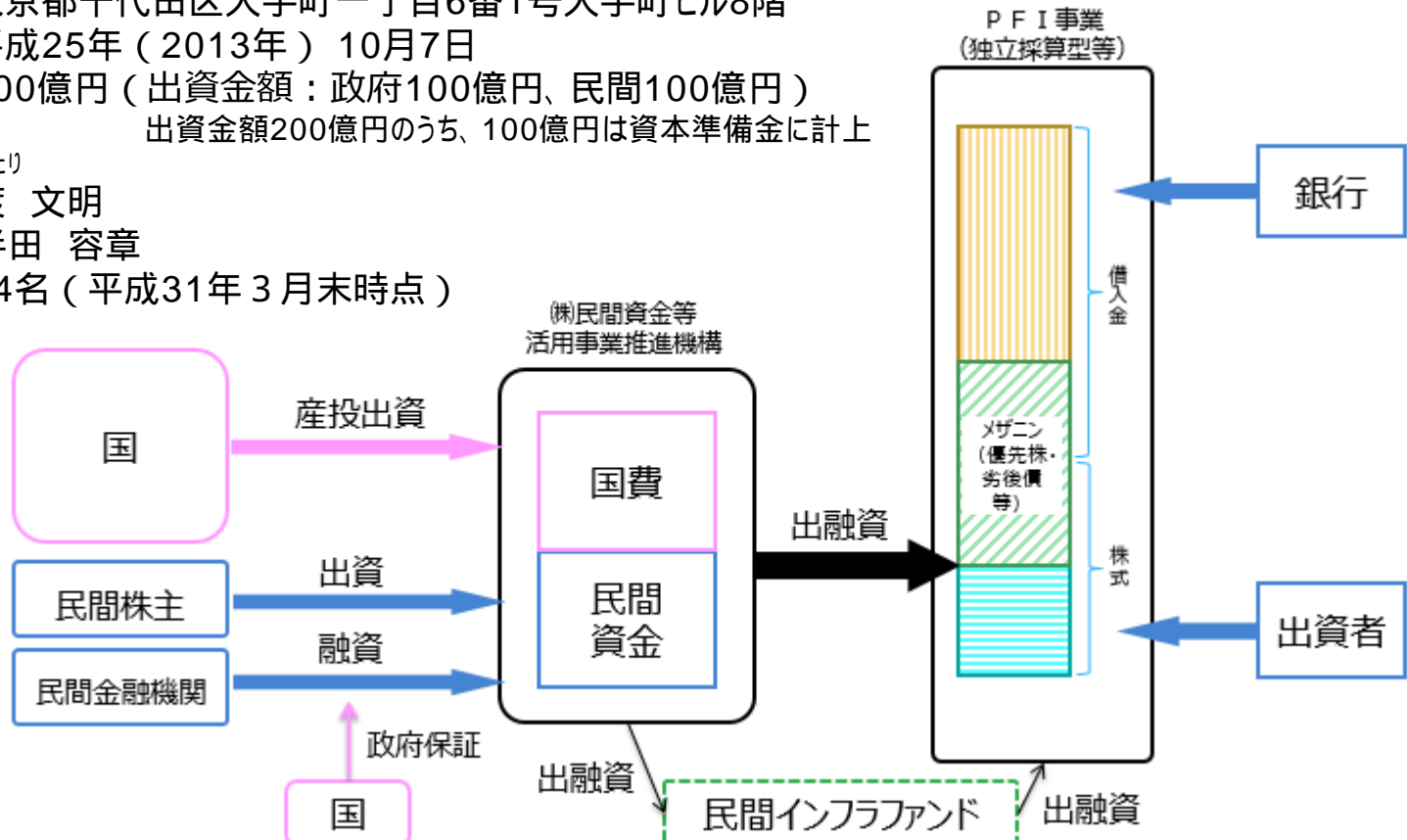
(参考資料5) 民間資金等活用事業推進機構について

P F I 推進機構は、内閣総理大臣が定める支援基準に従い、P F I 事業（ただし、事業に要する費用の全部又は一部を利用者の支払う料金の回収するものに限る。）に対する**出融資（優先株・劣後債の取得等）**や**案件形成のためのコンサルティング**を実施。

[平成25年P F I法改正により設立]



所在地 東京都千代田区大手町一丁目6番1号大手町ビル8階
設立 平成25年（2013年）10月7日
資本金 100億円（出資金額：政府100億円、民間100億円）
出資金額200億円のうち、100億円は資本準備金に計上
代表取締役会長 渡 文明
代表取締役社長 半田 容章
役員職員数 24名（平成31年3月末時点）



機構の投資基準及び官民ファンドガイドライン

支援基準(公布・施行：10月4日)

出融資案件を決定するに当たって機構が従うべき基準であり、内閣総理大臣が定める。
(PFI法第53条第1項)

〈支援対象となる個別の事業が満たすべき基準〉

- 公共性・公益性
- 民間資金、経営能力、技術的能力の積極的活用
- 収益面における出融資適合性
(民間金融機関等からの十分な資金供給がある、出融資を行う資金の回収の蓋然性が高い等)

〈出融資業務全体として機構が満たすべき事項〉

- 出融資業務全体としての長期収益性の確保
- 運用の透明性
- 個別出融資案件における民間金融機関等の補完
- 責任ある出融資執行体制の整備 等

〈出融資手法に関する事項〉

- 民間金融機関等からの出融資の金額が原則として機構の出融資以上 等

官民ファンドの運営に係るガイドライン

(平成25年9月27日官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議決定)

官民ファンドが政策目的に沿って運営されるよう、官民ファンドの活動を評価、検証し、所要の措置を講じていくことを目的とした指針。機構の投資態度・決定過程やポートフォリオマネジメント、民間出資者の役割、監督官庁・出資者たる国とファンドの関係を規定。

平成31年度 PPP / PFI推進に資する支援措置(案)

支援 ~ の募集期間は2月下旬～3月中旬、支援期間は平成31年度内を予定。

事業の段階

PPP/PFI手法導入の優先的検討

事業立案

事業
構想

庁内
調整

事業化
検討

PPP / PFI 手続

事業
実施

優先的検討規程運用支援

PPP/PFI手法の適用を従来手法に優先して検討する規程を策定・運用して、実際の事業を進捗させようという段階を支援

新規案件形成支援

PPP/PFI事業の導入検討段階で、事業の実現性の明確化や今後の方向性を提示することにより新たなPPP/PFI案件の形成を支援

コンセッション事業等
高度な知見を必要とするもの

高度専門家による課題検討支援

コンセッション事業等を検討している地方公共団体等に対し、法律、会計、税務、金融等の高度な専門的知識を有する専門家を派遣し、情報提供、助言等の支援を実施

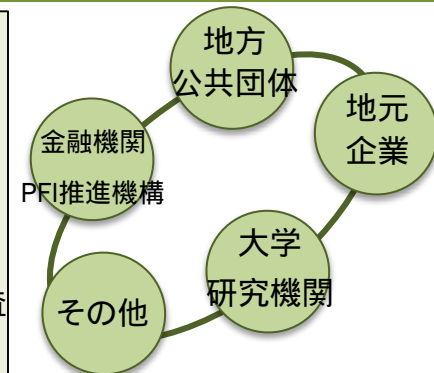
民間提案活用支援

PPP/PFI事業の実施にあたり、PFI法に基づく民間提案の制度を活用し、民間事業者のアイデアや能力を事業に導入していく取組について支援

地域プラットフォーム形成支援

地域におけるPPP/PFI案件の形成能力の向上を図るため、行政、金融機関、企業等の関係者が集い、ノウハウの習得や情報の交換等を容易にする場（地域プラットフォーム）の形成や運営を支援

地域プラットフォームに寄せられる案件候補情報のうち、横展開の可能性が高いものについては、サウンディング調査はじめ案件形成に資する支援を併せて実施



概要

地域におけるPPP/PFI案件の形成能力の向上を図るため、行政、金融機関、企業等の関係者が集い、ノウハウの習得や情報の交換等を容易にする場(地域プラットフォーム)の形成や運営を支援

地域プラットフォームに寄せられる案件候補情報のうち、他の地方公共団体への横展開の可能性が高いものについては、サウンディング調査はじめ案件形成に資する支援を合わせて実施

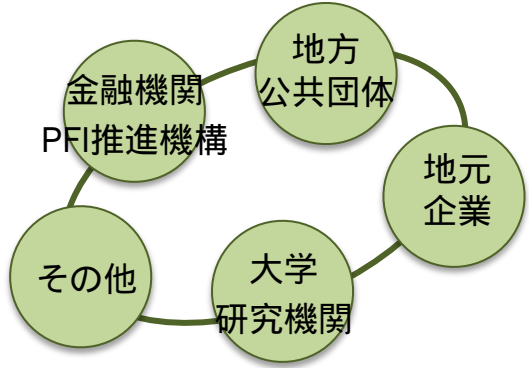
支援内容

対象

地域プラットフォームの継続的な取組実施を通じて、多様なPPP/PFI案件の形成を目指す地域

(複数の地方公共団体等で構成される広域的な地域プラットフォームを重点的に支援)

【地域プラットフォームイメージ】



具体的な実施事項(例)

- ・ コンサルタントを派遣し、地域プラットフォームの形成から支援終了後の継続的な運営体制の構築までをサポート
 - ・ 構成員の決定、活動計画策定 の支援
 - ・ セミナー等の開催準備、企画立案、運営の支援
(参加者募集、実施企画の提案、講演者手配、必要資料作成、等)
 - ・ 支援終了後の継続的な運営体制構築や運営方法について助言
- 地域プラットフォームに寄せられる案件(横展開の可能性が高いもの)について、事業の実現性を高めるための情報提供、助言を実施し、今後の方向性をとりまとめる。
- ・ プラットフォームを通じたサウンディング調査(民間事業者の参入意向や参入条件等の確認)の実施及び結果分析の支援
 - ・ 対象事業の類似事例におけるPPP/PFI手法の導入効果や特徴、事業実施に向けたスケジュール、検討項目、取り組む際の留意点等の情報提供 等

主な取組: 事例研究等を通じたノウハウ習得
 具体事業での官民対話
 異業種間のネットワーク形成
 具体の案件候補に関する情報提供
 民間提案の試行 等

平成30年度の支援実績

| | |
|-----|--------------|
| 鳥取県 | 多摩信用金庫等(東京都) |
| 徳島県 | 貝塚市等(大阪府) |
| 静岡市 | |

概要

PPP / PFI手法の適用を従来手法に優先して検討する規程(優先的検討規程)を策定・運用して、実際の事業を進捗させようという段階を支援

支援内容

対象

庁内でPPP/PFI手法を検討する具体の事業があり、かつ、優先的検討規程を策定済み又は平成31年度末までに策定予定の地方公共団体

(地方公共団体の人口規模は問いません)

過年度の支援実績

【平成30年度】

茂原市(千葉県)

高山市(岐阜県)

【平成29年度】

米子市(鳥取県)

【平成28年度】

小金井市(東京都)

上越市(新潟県)

福井市(福井県)

松本市(長野県)

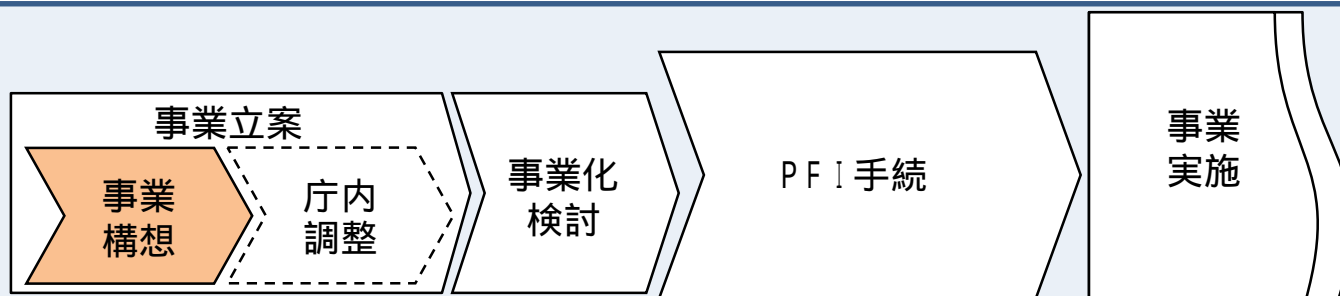
富士市(静岡県)

具体的な実施事項(例)

コンサルタントによる資料提供や助言、内閣府職員やコンサルタントの地方公共団体への派遣等により、地方公共団体が行う優先的検討規程の策定、あるいは、対象事業に関する優先的検討規程の運用の初期段階を実際に事業化することを念頭に支援

- ・ 優先的検討規程の策定に係る助言
- ・ 他の地方公共団体が策定した優先的検討規程の優良事例に関する情報提供
- ・ 優先的検討規程の運用方法に関する助言
- ・ 対象事業の類似事例におけるPPP / PFI手法の導入効果や特徴に関する情報提供
- ・ 対象事業の実施に向けたスケジュール、検討項目、それらに取り組む際の留意点等に関する情報提供 等

事業の段階



支援概要

PPP / PFI事業の実施に当たり、PFI法に基づく民間提案の制度を活用し、民間事業者のアイデアや能力を事業に導入していく取組について支援

支援内容

支援対象

具体的PPP/PFI事業を検討しており、事業の実施にあたりPFI法に基づく民間提案制度の活用を予定する地方公共団体等

実施概要

内閣府職員やコンサルタントの地方公共団体への派遣等により、民間提案の公募、受付、評価、活用検討等の取組を一連で支援

- ・提案公募要領の作成支援
- ・民間事業者への事前説明の支援
- ・提案の評価方法決定への助言
- ・提案の事業への具体的な活用方法の検討支援 等

過年度の支援実績

【平成30年度】

苫小牧市(北海道)

美浜町(福井県)

豊明市(愛知県)

【平成29年度】

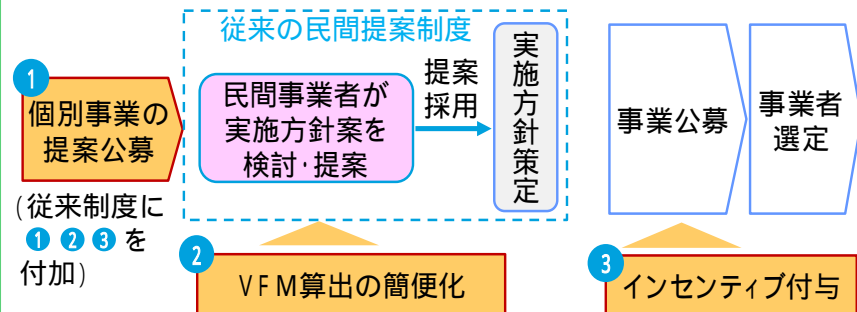
大府市(愛知県)

民間提案制度について

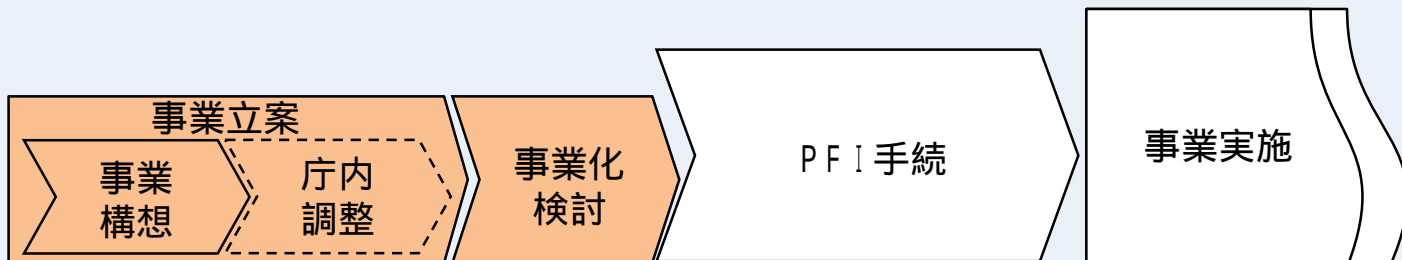
PFI法(第6条)に基づく民間提案制度とは民間事業者の側から、公共施設等の管理者に対しPFI事業の実施方針を定めることを提案できる制度

民間事業者に配慮した制度の活用

制度があまり活用されていない現状の課題を踏まえ民間事業者がより取り組みやすくなるよう、個別事業の提案公募、VFM算出の簡便化、インセンティブ付与、の仕組みを付加した運用を実施



事業の段階



概要

PPP / PFI事業の導入検討段階で、事業の実現性の明確化や今後の方向性を提示することにより新たなPPP / PFI案件の形成を支援

支援内容

対象

PPP / PFI手法を導入しようとする具体の事業があり、それに対し課題がある地方公共団体等

内閣府による支援が妥当と判断される事業を支援対象とします

平成30年度の支援実績

新潟市(新潟県)

和光市(埼玉県)

大東市(大阪府)

田辺市(和歌山県)

具体的な実施事項(例)

コンサルタントによる資料提供や助言、内閣府職員やコンサルタントの地方公共団体への派遣等により、PPP / PFI事業の実現性の明確化や今後の方向性を提示

- 類似事例におけるPPP / PFI手法の導入効果や特徴
- 事業実施に向けたスケジュール、検討項目、それらに取り組む際の留意点
- 民間事業者の参入意向や参入する際の条件
- 収益化やバンドリング・広域化等の更なる財政負担削減の可能性やそれらに取り組む際の留意点

上記の他、相談内容に応じ支援内容を追加

導入可能性調査を行うものではなく、その前段階を支援することで導入可能性調査等への円滑な移行を目指すものです。

事業の段階



概要

コンセッション事業等の実施を検討している地方公共団体等に対し、法律・会計・税務・金融等の高度な専門的知識を有する専門家を派遣し、情報提供、助言等の支援を実施

支援内容

対象

高度な専門的検討を必要とする以下のいずれかに該当する事業を実施しようとしている地方公共団体等

- ・ コンセッション事業(公共施設等運営権制度を活用したPFI事業)
- ・ 収益型事業(収益施設の併設・活用等事業収入等で費用を回収するPPP/PFI事業)
- ・ 公的不動産利活用事業

具体的な実施事項(例)

高度な専門的知識を有する専門家を地方公共団体等に派遣し、支援対象事業を実現するために専門的検討が必要な課題について、参考となる情報提供や解決方策の検討に対する助言等を実施

- ・ 法令上の制約事項や会計・税務の制度等を踏まえた最適な事業スキームの検討に対する助言
 - ・ 事業採算性の検証の実施(民間事業者ヒアリング、事業収支シミュレーションの実施等)に関する助言
- 対象事業の課題に応じた支援を実施します

過年度の支援実績

| | | |
|------|-----------------|---|
| 支援対象 | 富山市(富山県) | 【平成30年度】 |
| 対象事業 | 富山市総合体育館運営事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の「公の施設」に運営権を設定する際の法的整理を含む事業スキームの検討 ・ 民間提案の取り扱いに関する制度検討 |
| 支援対象 | 南伊豆町(静岡県) | 【平成29年度】 |
| 対象事業 | 広域廃棄物処理施設整備事業 | |
| 支援対象 | 大阪市(大阪府) | 【平成28年度】 |
| 対象事業 | (仮称)大阪新美術館の運営事業 | |

事業の段階

コンセッション事業等高度な知見を必要とするもののみ対象



専門家派遣、ワンストップ窓口

募集期間：通年

PPP / PFI専門家派遣

PPP / PFI事業に取り組む地方公共団体等を支援するため、専門的知見、ノウハウ、経験を持つ専門家を派遣する制度

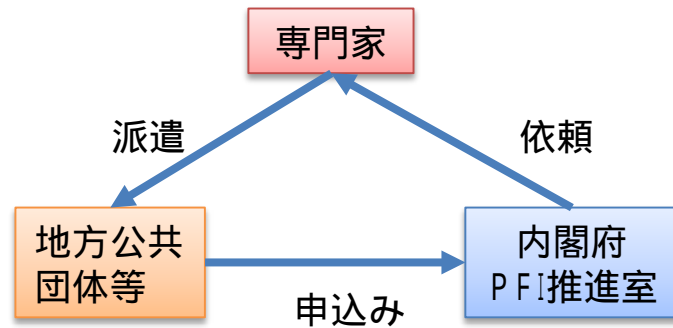
【概要】

1回につき半日程度で派遣（複数回の派遣も可能）
専門的な立場からアドバイス、講演、質疑応答を実施
派遣費用（謝金、旅費）は**全額、内閣府が負担**
派遣後も**内閣府職員が引き続き、取組をサポート**

【主な内容】

PPP / PFI事業手法や事例紹介
PPP / PFI事業を進める上での課題、留意点
実際の作業スケジュール、庁内体制

【派遣のしくみ】



ワンストップ窓口

PPP / PFI事業の実務に関する質問、問い合わせにワンストップで対応

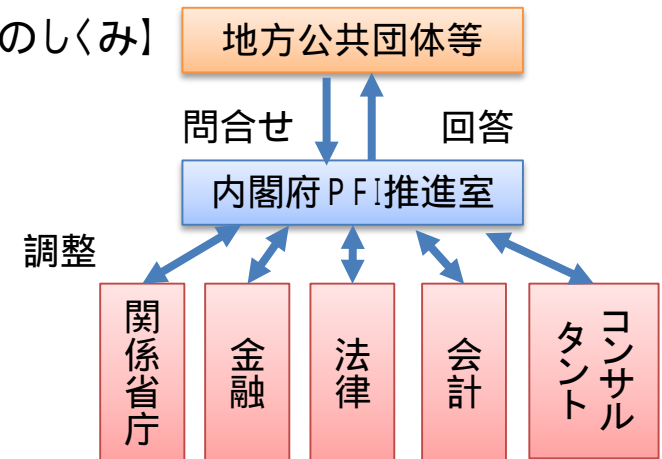
【概要】

行政、金融、法律、会計、コンサルタント等、各分野の専門家の意見を聴取し、内閣府が一元的に回答
H26年度実績 250件
H27年度実績 474件
H28年度実績 881件

【主な内容】

PFI法の考え方
PFI法と他法令の関係
事例紹介

【調整のしくみ】



内閣府 PPP / PFI推進室 専門家派遣、ワンストップ窓口係

電話：03-6257-1655 FAX：03-3581-9682

情報提供

PPP / PFIの導入に向けた参考資料として、先行事例集や手引きなどの情報提供を実施。



The screenshot shows the homepage of the PFI Promotion Office. The header includes the Cabinet Office logo and navigation links. The main content area features a 'New Information' section with a list of dates and news items, and a 'Topics' section with various links. A green arrow points from this page to the 'PPP/PFI Portal (Basic Edition)' page.

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

民間資金等活用事業推進室(PFI推進室)
Private Finance Initiative Promotion Office

2017年4月17日 * 平成29年度最初のPPP/PFI推進室の設置が正式に公表されました

2017年3月31日 * 「平成29年度 PPP/PFIに関する実施計画」が発表されました

2017年3月20日 * PPP/PFI推進室の設置が正式に公表されました

2017年3月16日 * 民間資金等活用事業推進室の設置が正式に公表されました

2016年12月4日 * PPP/PFI推進室の設置が正式に公表されました

トピックス

- PPP/PFI推進室ウェブサイト
- PPP/PFI推進室パンフレット
- PPP/PFI推進室の設置が正式に公表されました
- PPP/PFI推進室の設置が正式に公表されました

PPP推進室HP



The screenshot shows the 'PPP/PFI Portal (Basic Edition)'. The header includes the Cabinet Office logo and navigation links. The main content area features a 'PPP/PFI Portal (Basic Edition)' section with a list of links and a 'Related Links' section. A blue arrow points from this page to the 'PPP/PFI Portal (Practical Edition)' page.

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

PPP/PFIポータル(基礎編)

PPP/PFIに初めて触れる地方公共団体職員等が、PPP/PFIについて勉強できる資料・行内での説明に役立つ情報を掲載しています。

- 目的別コンテンツ
- PPP/PFIとは
- PPP/PFIのメリット
- PPP/PFI推進の意義(基本の方針、日本発の価値)
- PPP/PFI推進のステップ
- PPP/PFI推進の推進体制
- PPP/PFI推進の事例
- PPP/PFI推進の推進体制
- PPP/PFI推進の推進体制

目的別コンテンツ



The screenshot shows the 'PPP/PFI Portal (Practical Edition)'. The header includes the Cabinet Office logo and navigation links. The main content area features a 'PPP/PFI Portal (Practical Edition)' section with a list of links and a 'Support for PPP/PFI' section.

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

PPP/PFIポータル(実務編)

地方公共団体のPPP/PFI担当者が、行内体制の整備や行内でのPPP/PFI事業の推進に役立つ情報を掲載しています。

- PPP/PFIに関する法律
- PPP/PFIの推進体制
- PPP/PFI推進のステップ
- PPP/PFI推進の意義(基本の方針、日本発の価値)
- PPP/PFI推進の推進体制
- PPP/PFI推進の推進体制
- PPP/PFI推進の推進体制
- PPP/PFI推進の推進体制

PPP/PFIに関する支援

詳細については下記を御参照ください

内閣府 民間資金等活用事業推進室(PFI推進室)HP: <https://www8.cao.go.jp/pfi/>

PPP/PFIポータル(基礎編): https://www8.cao.go.jp/pfi/portal/p_kiso_index.html

PPP/PFIポータル(実務編): https://www8.cao.go.jp/pfi/portal/p_jitsumu_index.html

情報提供

PFIに関する様々な情報が、入手できます。ご参照ください。

- 内閣府 <https://www8.cao.go.jp/pfi/>
 - ・PFI法・基本方針・各種ガイドライン
 - ・民間資金等活用事業推進委員会、支援措置 等
- PFI推進委員会 <https://www8.cao.go.jp/pfi/iinkai.html>
 - ・事業情報(全国のPFI事業の公表資料)等
- 国土交通省 <http://www.mlit.go.jp/>
 - (トップページ>組織別情報「総合政策」>PFI)
 - ・国土交通省におけるPFI推進の基本的な方針
 - ・国土交通省相談窓口、補助金の適用に関する国土交通省基本方針 等
- 文部科学省 <http://www.mext.go.jp/>
 - (トップページ>生涯学習・学校教育>文教施設施策>公立学校の施設整備)
 - ・複合化公立学校施設PFI事業のための手引書
 - ・公立学校施設整備におけるPFI活用の在り方について 等
- (財)地域総合整備財団 ふるさと財団 <http://www.furusato-zaidan.or.jp/>
 - ・PFIアドバイザー派遣情報、研修、講座、意見交換会の開催情報 等
- 自治体PFI推進センター <http://www.pficenter.jp/>
 - ・PFI推進事業の案内、PFIプロジェクト事例紹介・用語集・国内PFI事業検索
 - ・PFI支援制度、自治体方針・基本方針 等
- 日本PFI・PPP協会
 - ・セミナーの開催、事例紹介、書籍情報 等
- PFIインフォメーション
 - ・事業情報(全国のPFI事業の公表資料)、国・地方公共団体の動向(トピックス)・事業応募者情報
 - ・アドバイザー情報(受注情報)・実践施設(公共サービスが開始されている事業情報)・セミナー情報
 - ・提言・報告書・書籍紹介・販売 等

問い合わせ先

ご質問等がございましたら、内閣府PFI室までお問い合わせください。

電話 : 03-6257-1655

HP : 下記アドレスから送信いただけます。

<https://www8.cao.go.jp/pfi/opinion.html>

PFI法改正の条文、ガイドライン等は、内閣府PFI室HPからご覧になれます。

<https://www8.cao.go.jp/pfi/index.html>